



鳥取県公報

令和3年3月31日（水）
号外第42号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 訓 令	鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令（1）（政策法務課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県情報システム事務処理規程の一部を改正する訓令（2）（情報政策課）・・・・・・・・ 3
	鳥取県ウェブサイト運用管理規程の一部を改正する訓令（3）（Ⅱ）・・・・・・・・・・ 4
	鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（4）（職員支援課）・・・・・・・・ 5
	現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令 （5）（庶務集中課）・・ 7

訓 令

鳥取県訓令第1号

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書の管理に関する規程（平成24年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(施行文書の作成)</p> <p>第22条 施行文書は、次に定めるところにより作成しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 鳥取県施行文書書式規程第2条第9号に規定する一般文書に押印しない場合は、押印を省略している旨を表示すること。<u>ただし、相手方が特に表示しないことを求める場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(施行文書の作成)</p> <p>第22条 施行文書は、次に定めるところにより作成しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 鳥取県施行文書書式規程第2条第9号に規定する一般文書に押印しない場合は、<u>発信者名の下に</u>押印を省略している旨を表示すること。</p> <p>2 略</p>

附 則

この訓令は、令和3年3月31日から施行する。

鳥取県訓令第2号

鳥取県情報システム事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県情報システム事務処理規程の一部を改正する訓令

鳥取県情報システム事務処理規程（昭和58年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) C I O 情報技術の活用及び業務革新を総合的に推進する最高情報統括責任者をいう。</u></p> <p><u>(6) C I O補佐官 専門的知見に基づきC I Oを補佐する者をいう。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>2 <u>C I Oは知事を、I T統括監は総務部長をもって充てる。</u></p> <p>3 <u>C I O補佐官は、知事が任命する。</u></p> <p>(情報の把握)</p> <p>第9条 情報政策課長は、情報システムの適切な管理に資するため、常に情報システムに係る最新の情報を把握するとともに、必要に応じ、<u>C I O、C I O補佐官、I T統括監及びデジタル戦略監（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第16条第16項に規定するデジタル戦略監をいう。）に報告を行い、その指示又は助言を求め</u>るものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2 <u>I T統括監は、総務部長をもって充てる。</u></p> <p>(情報の把握)</p> <p>第9条 情報政策課長は、情報システムの適切な管理に資するため、常に情報システムに係る最新の情報を把握するものとする。</p>

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第3号

鳥取県ウェブサイト運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県ウェブサイト運用管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県ウェブサイト運用管理規程（平成22年鳥取県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 所属長 本庁（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第2項に規定する本庁をいう。）及び<u>会計管理局</u>（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第15条第1項の規定により設置された<u>会計管理局</u>をいう。）の課（課に相当するものを含む。）、労働委員会事務局並びに地方機関（鳥取県行政組織規則第2条第3項に規定する地方機関をいい、総合事務所にあっては局と、農林事務所にあっては東部農林事務所及び東部農林事務所八頭事務所とする。）の長をいう。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(助言及び指導)</p> <p>第8条 I T統括監（鳥取県情報システム事務処理規程（昭和58年鳥取県訓令第2号）<u>第2条第1項第7号</u>に規定するI T統括監をいう。以下同じ。）は、所属長に対し公式ウェブサイトの運用及び管理に関する助言及び指導を行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 所属長 本庁（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第2項に規定する本庁をいう。）及び<u>会計管理者</u>（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第15条第1項の規定により設置された<u>会計管理者</u>をいう。）の課（課に相当するものを含む。）、労働委員会事務局並びに地方機関（鳥取県行政組織規則第2条第3項に規定する地方機関をいい、総合事務所にあっては局と、農林事務所にあっては東部農林事務所及び東部農林事務所八頭事務所とする。）の長をいう。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(助言及び指導)</p> <p>第8条 I T統括監（鳥取県情報システム事務処理規程（昭和58年鳥取県訓令第2号）<u>第2条第1項第5号</u>に規定するI T統括監をいう。以下同じ。）は、所属長に対し公式ウェブサイトの運用及び管理に関する助言及び指導を行うことができる。</p> <p>2 略</p>

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第4号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方機関 組織規則第2条第3項に規定する地方機関（次の表の左欄に掲げる地方機関にあっては、同表の右欄に掲げる当該地方機関の内部組織等）をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">鳥取県中部 総合事務所</td> <td style="text-align: center;">鳥取県中部総合事務所<u>県民福祉局</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県中部総合事務所<u>倉吉保健所</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県中部総合事務所<u>環境建築局</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">鳥取県西部 総合事務所</td> <td style="text-align: center;">鳥取県西部総合事務所<u>県民福祉局</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県西部総合事務所<u>米子保健所</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県西部総合事務所<u>環境建築局</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(安全推進者)</p> <p>第6条の2 部局（<u>組織規則第2条第2項に規定する新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条に規定する部局、同条例第15条第1項に規定する会計管理局及び労働委員会事務局をいう。以下同じ。）及び地方機関等（前条第1項の規定により安全管理者を置く地方機関を除く。）に安全推進者を置く。</u></p> <p>2～4 略</p> <p>(職域委員会)</p> <p>第15条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 衛生委員会は、会長及び委員をもって組織する。</p>	鳥取県中部 総合事務所	鳥取県中部総合事務所 <u>県民福祉局</u>	鳥取県中部総合事務所 <u>倉吉保健所</u>	鳥取県中部総合事務所 <u>環境建築局</u>	略	鳥取県西部 総合事務所	鳥取県西部総合事務所 <u>県民福祉局</u>	鳥取県西部総合事務所 <u>米子保健所</u>	鳥取県西部総合事務所 <u>環境建築局</u>	略	略		<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方機関 組織規則第2条第3項に規定する地方機関（次の表の左欄に掲げる地方機関にあっては、同表の右欄に掲げる当該地方機関の内部組織等）をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">鳥取県中部 総合事務所</td> <td style="text-align: center;">鳥取県中部総合事務所<u>地域振興局</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県中部総合事務所<u>福祉保健局</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県中部総合事務所<u>生活環境局</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">鳥取県西部 総合事務所</td> <td style="text-align: center;">鳥取県西部総合事務所<u>地域振興局</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県西部総合事務所<u>福祉保健局</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県西部総合事務所<u>生活環境局</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(安全推進者)</p> <p>第6条の2 部局（鳥取県行政組織条例第2条に規定する部局、同条例第15条第1項に規定する会計管理局及び労働委員会事務局をいう。以下同じ。）及び地方機関等（前条第1項の規定により安全管理者を置く地方機関を除く。）に安全推進者を置く。</p> <p>2～4 略</p> <p>(職域委員会)</p> <p>第15条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 衛生委員会は、会長及び委員<u>24人以内</u>をもって組織する。</p>	鳥取県中部 総合事務所	鳥取県中部総合事務所 <u>地域振興局</u>	鳥取県中部総合事務所 <u>福祉保健局</u>	鳥取県中部総合事務所 <u>生活環境局</u>	略	鳥取県西部 総合事務所	鳥取県西部総合事務所 <u>地域振興局</u>	鳥取県西部総合事務所 <u>福祉保健局</u>	鳥取県西部総合事務所 <u>生活環境局</u>	略	略	
鳥取県中部 総合事務所		鳥取県中部総合事務所 <u>県民福祉局</u>																							
		鳥取県中部総合事務所 <u>倉吉保健所</u>																							
		鳥取県中部総合事務所 <u>環境建築局</u>																							
	略																								
鳥取県西部 総合事務所	鳥取県西部総合事務所 <u>県民福祉局</u>																								
	鳥取県西部総合事務所 <u>米子保健所</u>																								
	鳥取県西部総合事務所 <u>環境建築局</u>																								
	略																								
略																									
鳥取県中部 総合事務所	鳥取県中部総合事務所 <u>地域振興局</u>																								
	鳥取県中部総合事務所 <u>福祉保健局</u>																								
	鳥取県中部総合事務所 <u>生活環境局</u>																								
	略																								
鳥取県西部 総合事務所	鳥取県西部総合事務所 <u>地域振興局</u>																								
	鳥取県西部総合事務所 <u>福祉保健局</u>																								
	鳥取県西部総合事務所 <u>生活環境局</u>																								
	略																								
略																									

5～7 略

5～7 略

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第5号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間（月）	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間（月）	備考
略					略				
<u>経営支援課</u>	略				<u>とつとり農業戦略課</u>	略			
略					略				
中部総合事務所	1 <u>県民福祉局</u> のうち常時現地で業務に従事する職員	略			中部総合事務所	1 <u>地域振興局</u> のうち常時現地で業務に従事する職員	略		
	2 <u>環境建築局</u> 環境・循環推進課の職員（ <u>自然公園に関する業務に従事する職員</u> を除く）	略				2 <u>生活環境局</u> 環境・循環推進課の職員並びに水道施設、一般廃棄物処理施設及び産業	略		

	林業振興課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	衣) 作業服 (ズボン) キャラバンシューズ 長靴 防寒服 雨合羽	2	48				
	10 農林局林業振興課の職員のうちチェーンソーを扱う業務に従事する職員	下肢切創防止用保護衣 チェーンソー	1	36				
	11 略	略						
	12 略	略						
西部総合事務所	1 環境建築局環境・循環推進課の職員(自然公園に関する業務に従事する職員を除く。)並びに水道施設、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物	略						
	林業振興課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	衣) 作業服 (ズボン) キャラバンシューズ 長靴 防寒服 雨合羽	2	48				
	10 略	略						
	11 略	略						
西部総合事務所	1 生活環境局環境・循環推進課の職員並びに水道施設、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の立入検査の業務に従事する職員	略						

	処理施設の立入検査の業務に従事する職員			
	2 環境 建築局 環境・ 循環推 進課の 職員の うち自 然公園 に關す る業務 に従事 する職 員	略		2 生活 環境局 生活安 全課の 職員の うち常 時現地 で業務 に従事 する職 員
	3 環境 建築局 建築住 宅課の 職員の うち常 時現地 で業務 に従事 する職 員	略		3 生活 環境局 建築住 宅課の 職員の うち常 時現地 で業務 に従事 する職 員
	略			略
	略			略
保健 所	5 健康 支援総 務課及 び医 薬・感 染症対 策課の 職員 (感染 症対策 又は疾	略		5 健康 支援課 の職員 (感染 症対策 又は疾 病対策 の業務 に従事 する職 員に限

		病対策の業務に従事する職員に限る。)																			
	6	医薬・感染症対策課の職員 (医薬業務を担当する職員に限る。)	略																		
	7	生活安全課の職員のうち 常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	2	60																
			作業服(夏上衣)	2	60																
			作業服(ズボン)	2	60																
			長靴	1	60																
			雨合羽	1	36																
			防寒服	1	60																
	略																				
産業人材育成センター	1	倉吉校の木造建築科で指導に従事する職員	作業服(上衣)	2	48																
			作業服(夏上衣)	2	48																
			作業服(ズボン)	2	48																
			作業帽	1	24																図12のとおり
			布製短靴	1	24																
			防寒服	1	60																
			防寒ズボン	1	60																
	略																				
		る。)																			
	6	健康支援課の職員 (医薬業務を担当する職員に限る。)	略																		
	7	生活安全課の職員	白衣	2	36																
	略																				
産業人材育成センター	1	倉吉校の木造建築科で指導に従事する職員	作業服(上衣)	2	48																
			作業服(夏上衣)	2	48																
			作業服(ズボン)	2	48																
			作業帽	1	24																図12のとおり
			布製短靴	1	24																
	略																				

3 倉吉校の土木シテム科で指導に従事する職員	作業服(上衣)	2	48	図 12 の と お り	3 倉吉校の土木シテム科で指導に従事する職員	作業服(上衣)	2	48	図 12 の と お り
	作業服(夏上衣)	2	48			作業服(夏上衣)	2	48	
	作業服(ズボン)	2	48			作業服(ズボン)	2	48	
	作業帽	1	24			作業帽	1	24	
	長靴	1	48			長靴	1	48	
	安全靴	1	36			安全靴	1	36	
	<u>雨合羽</u>	<u>1</u>	<u>36</u>						
	<u>防寒服</u>	<u>1</u>	<u>60</u>						
<u>防寒ズボン</u>	<u>1</u>	<u>60</u>							
略					略				
略					略				

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。